

5 杉並第 7 7 3 2 号

令和 5 年 5 月 2 日

各高齢者施設長 様

杉並区保健福祉部介護保険課長

神村 省吾 (公印省略)

杉並区における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の
基本的な感染防止対策等について (令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱い)

平素より、杉並区の介護保険事業の運営にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、国からの通知にありますとおり、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、本年 5 月 8 日以降の感染症法上の位置づけ変更後も、感染症対策の徹底を当面継続することとされています。

それを踏まえ、高齢者施設等における対応方針につきまして、下記のとおりお示しいたします。対応につきましては、添付しました杉並保健所からの事務連絡 (以下、「事務連絡」という) も合わせてご確認いただき、貴施設等における適切な対応をお願いいたします。

記

1 基本的な感染防止対策等について

【マスクの着用】

個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、以下 2 点に配慮いただくようお願いいたします。

- ・ 高齢者施設等への訪問時にはマスクを着用することを推奨
- ・ 高齢者施設等の従事者は、勤務中※のマスクの着用を推奨

※ 勤務中であっても、従事者にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者福祉施設等の管理者等が適宜判断いただくようお願いいたします。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定されます。

【換気】

各施設等の実情に応じて、引き続き換気による感染対策を実施してください。

【面会】

高齢者施設等の入所者につきましては、家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されることを踏まえると、面会の再開・推進を図ることは重要と考えられます。感染対策は継続しつつ、地域における発生状況なども踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討いただくようお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

【利用者】

感染者や感染の疑いがある利用者のケア等に当たる場合には、従来どおり適切な感染予防対策を行ったうえで実施してください。

各施設等で利用者が陽性になった場合の対応につきましては、事務連絡により、適切にご対応ください。

【職員】

外出自粛期間はありませんが、発症日（0日目）から5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることを推奨しています。また、10日間が経過するまではマスクの着用や、高齢者等のハイリスク者との接触は控える等の配慮をお願いします。

3 濃厚接触者について

濃厚接触者としての概念はなくなりますが、同居家族や同室者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染者の発症日（0日目）から特に5日間にご自身の体調に注意し、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮をして対応するようお願いいたします。

4 保健所への報告について

感染者が発生した場合の保健所への報告等につきましては、事務連絡によりご対応ください。

5 事故報告書の提出について

5月8日以降は、感染症分類が季節性インフルエンザと同様の5類となるため、感染者の発生ごとの提出は必要ありません。ただし、初発患者を含め3名以上の陽性者がでた場合は、事故報告書を提出してください。

6 参考資料（国からの通知）

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（令和5年3月10日 新型コロナウイルス対策本部決定）
- ② 高齢者施設等における感染症対策等について（令和5年4月18日厚生労働省事務連絡）

【問合せ先】 杉並区保健福祉部介護保険課指導係
電話：03-3312-2111（内線1314・1827）